

令和3年4月19日

いじめ対策委員会

令和2年度分水高等学校におけるいじめ認知件数について

昨年度、本校でいじめ事案として認知した件数は1件です。

参考

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。